特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明和町は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

明和町長

公表日

令和6年12月26日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルる	を取り扱う事務
①事務の名称	後期高齢者医療 事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律および三重県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき後期高齢者 医療保険制度業務を実施資格管理に関する申請及び届出に関する事務、保険料の(期割)賦課・徴収 に関する事務、被保険者証又は認定証の引渡しに関する事務、医療給付に関する申請の受付に関する 事務、通知書の引渡しに関する事務及び前記に付随する事務、保険料の還付に関する事務を行う。
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	S
後期高齢被保険者情報ファイル	L
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条 第1項 別表第一の59の項
4. 情報提供ネットワークシ	アステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	・番号法第19条 第8号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 第80、83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 第82の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	住民ほけん課
②所属長の役職名	住民ほけん課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	住民ほけん課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7116
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	16年12月20日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か		16年12月20日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書]		<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入	 手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	フークシステムを通	じた提供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	申請者からマイナンバーの技 底している。	是供を受け、その	の上で記載されたマイナンバーを鍵付きの書庫で管理し、徹			

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を	実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスク 使用等のリスクへの対 われるリスクへの対策の システムを通じて目的外 システムを通じて不正な い・滅失・毀損リスクへの	との紐付けが行われるリスクへのす 7への対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた の入手が行われるリスクへの対策 :提供が行われるリスクへの対策	≃提供を除く。)
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	・権限のない者によって不正に 発効・失効の管理、アクセス権		ザ認証(IDとパスワード)の管理、、フ 。	アクセス権限の

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I.5.②所属長	長寿健康課長 小池 弘紀	長寿健康課長 菅野 由美	事後	
平成29年6月15日	Ⅱ.1対象人数	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成29年6月15日	Ⅱ. 2取扱者数	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成30年8月31日	I . 5. ①部署	長寿健康課	福祉ほけん課	事後	
平成30年8月31日	I.5.②所属長	長寿健康課長 菅野 由美	福祉ほけん課長	事後	
平成30年8月31日	I . 8. 連絡先	長寿健康課	福祉ほけん課	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ.1対象人数	平成29年5月31日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ. 2取扱者数	平成29年5月31日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ.1対象人数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ. 2取扱者数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ. リスク対策	(様式変更に伴う記載内容追加)	Ⅳ全体を新たに記載	事後	
令和2年10月16日	I . 5. ①部署	福祉ほけん課	住民ほけん課	事後	
令和2年10月16日	I.5. ②所属長の役職名	福祉ほけん課長	住民ほけん課長	事後	
令和2年10月16日	I . 7. 請求先	総務課	総務防災課	事後	
令和2年10月16日	I . 8. 連絡先	福祉ほけん課	住民ほけん課	事後	
令和2年10月16日	Ⅱ.1対象人数	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	
令和2年10月16日	Ⅱ. 2取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	
令和3年8月20日	I . 4. ②法令上の根拠	番号法第19条 第7項 別表第二の82.83の項	番号法第19条 第8項 別表第二の80.82.84の 項	事前	番号法第19条に係る改正の 施行日に先立ち、事前に公表
令和3年8月20日	Ⅱ.1対象人数	令和2年9月30日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和3年8月20日	Ⅱ. 2取扱者数	令和2年9月30日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	 I . 1. ②事務の概要 	明和町に住所を有する75歳以上の後期高齢者 全員と、前 期高齢者(65~74歳)で障害のある者を対象と して、健康の保持を図るための適切な保健サー	高齢者の医療の確保に関する法律および三重 県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき後 期高齢者医療保険制度業務を実施資格管理に 関する申請及び届出に関する事務、保険料の (期割)賦課・徴収に関する事務、被保険者証又 は認定証の引渡しに関する事務、医療給付に 関する申請の受付に関する事務、通知書の引 渡しに関する事務及び前記に付随する事務、保 険料の還付に関する事務を行う。	事前	
令和4年3月1日	I.4.②法令上の根拠	番号法第19条 第8項 別表第二の80.82.84の 項	番号法第19条 第8号 別表第二の80.82.83の 項	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ. 1対象人数	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ. 2取扱者数	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和4年6月17日	I . 4. ②法令上の根拠	番号法第19条 第8号 別表第二の80.82.83の 項	・番号法第19条 第8号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 第80、83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 第82の項	事後	
令和5年7月7日	Ⅱ. 1対象人数	令和4年6月17日 時点	令和5年7月7日 時点	事後	
令和5年7月7日	Ⅱ. 2取扱者数	令和4年6月17日 時点	令和5年7月7日 時点	事後	
令和6年12月20日	IV リスク対策8. 人手を介在させる作業		十分である。 申請者からマイナンバーの提供を受け、その上 で記載されたマイナンバーを鍵付きの書庫で管 理し、徹底している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		十分である 権限のない者によって不正に使用されないよう、ユーザ認証(IDとパスワード)の管理、アクセス権限の発効・失効の管理、アクセス権限の管理を行っている。	事後	
令和6年12月20日	Ⅱ.1対象人数	令和5年7月7日 時点	令和6年12月20日 時点	事後	
令和6年12月20日	Ⅱ.2取扱者数	令和5年7月7日 時点	令和6年12月20日 時点	事後	
令和6年12月20日	I.7.請求先	総務防災課	総務課	事後	